第5章 清末の中央官制改革

戊戌から丙午まで

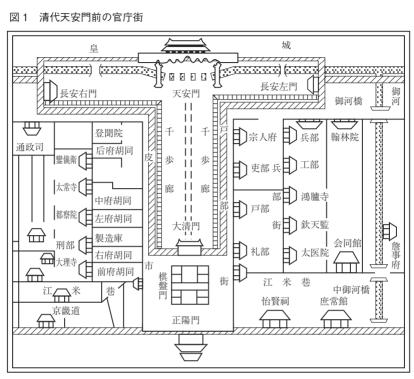
浅沼 かおり

はじめに

礼部(礼儀・科挙などを管理)、兵部(武官・軍事行政を管理)、刊邪(司去・番司と管理)、「予なれた。」図1のように、清代の中央官庁は北京天安門の南に集中していた。吏部(文官を管理)、戸部 管理)からなる「六部」はすべてこの一画に軒をならべ、文武の官員は統一的に管理された。明治日本の躍進に脅 を比較しながら、主に人事管理制度に焦点をあてて考えていきたい。 午官制改革が主な検討対象となる。これらのうち、後の二つは「新政」の期間にあたる。改革派と反改革派の議論 末の中央官制改革について考察する。戊戌「変法」の一環としての中央官制改革、義和団事件後の改革、そして丙 り返し反対勢力に阻まれたが、その一方で天安門前の官庁街は拡散し、吏部による人事管理は弛緩した。本章は清 威と羨望を覚えながら清国でも官制改革の試みがなされたが、そこにはまた独自の論理と文脈があった。改革は繰 (礼儀・科挙などを管理)、兵部 (武官・軍事行政を管理)、刑部 (司法・審判を管理)、工部 (国家・宮廷の工程を (税・戸籍を管理)、

·戊戌変法」とは広義では光緒二一(一八九五)年の「公車上書」から光緒二四年八月六日(一八九八年九月二一日 ここで「変法」と「新政」の時期区分について簡単にふれておくことにする。 劉勁 松氏と朱福惠氏によれば、

図 1 清代天安門前の官庁街



出典) 「清代天安門前的官署辦公区」(羅保平『明清北京城』北京出版社、2000年、53頁)をもとに作成。

でを 廷 権 が 五. 運 六日に垂簾聴政がはじまるまでの 是世 日 13 たときから一九〇八年に慈禧太后と光緒 政 はこれらを一つにして「 両者を区別する見方があったが、 大臣海外派遣以降を「預備立憲」 七 H H 1維新」 が 動である 慈禧太后による垂い 0 威 間 詔さ 「新政」に 间を指す。 ・ 九〇〇年から一九〇五年は清 一九〇一 年を 危機が形成され 般的なようである。 いう。 開始段階である」、 人員を派遣 が 九八年六月 で 出されてから 清末新 あ つ 本章で扱うのは狭義 方、 ŋ 年 11 して 7 から 狭義で 政
、 光 は、 西洋 にはじ 簾れ 緒二 光緒 聴政が 光緒三 新政 光 か \exists は 憲政 めたなか 蕭り 川 九〇五 緒二 つ 7 K 年 を視察させ はじまる わ は 秦心 兀 兀 ゆ 明め月 年に清 7 王 氏 する 現 と呼 年 光 年 0 る 在で \subseteq 0 朝 0 九 定い Ŧī. 月 国る 0

すること」であり、

まだ迅速な国会開設を主張してはいなかった。辛亥革命前夜に刊行された『戊戌奏稿』につ

帝が世を去るときまでが立憲運動を中心とした新政第二段階である」、「一九〇八年一一 る。本章では、 てから一九一 このうち第一と第二の段階を中心にとりあげたい。 年の保路運動と辛亥革命の勃発まで、 これが新政の最終段階である」 と新政期を三 月以後摂政王載灃が執政し 一段階に分けて

戊戌の改革 光緒二四 (一八九八) 年

なろうとしていた」と述べている。 る最 国事務衙門 章 京上 行走」に任命されたのは、 とになっていた。康有為本人も制度局に入る、 ことを提案している。 税計局・学校局・農商局・工務局・ を保留した。「行走」は兼任するということである。 交事務機関である。 補」とは任用を待つ身分である。「総理各国事務衙門」 での官位のうち、「主事」とは正六品の官にすぎず、さらに康有為は「工部候補主事」であった。後述するが、 この年のはじめ、すなわち光緒二四年正月八日の上奏のなかで康有為は、内廷に制度局を設けること、 節 は中央の政策決定機構となり、 も重要な改革綱領である」と位置づけ、 では、 変法運動のなかの中央官制改革につい 「章京」は具体的な事務にあたる官員であり、 康 南 海自編 年譜」を詳細に考証した茅海建氏は、 鉱政局・鉄路局・郵政局・造幣局・ 新政の政令はすべて制度局 康有為が戊戌の時点で要求していたのは、 さらに康有為の政治設計のなかで「最も重要なものが つまり「参議」になることによって、変法の指導者・政策決定者に 光緒二四年四月二八日のことである。正一品から従九品、 要するに、康有為の官位は決して高いものではなかった。 て考察する。 (総理衙門、 0 討論 工部主事・康有為が光緒帝に召見され、 もとの品秩、この場合は「工部主事」 総署ともいう)はアロー戦争後に設けられ 遊歴局・社会局 決定を経たあとに、 この上奏文を 「宮中に制度局を開い 「康 武備局の一二局を設ける 有為 一二局 0 制度局である。 戊戌変法にお で処理されるこ て全局 の正六品 未入流ま 「総秀理り を計 局